

飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

第 482 回 「相続大受難時代の幕開け」である

2012.7.22

先般、国税庁より、「平成22年分の相続税の申告状況について」と題するプレスリリースがあった。

それによると、被相続人数(死亡者数)は約120万人(前年約114万人)、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約5万人(前年約4万6千人)で、課税割合は4.2%(前年4.1%)となっており、前年より0.1ポイント上昇した。

課税価格は10兆4,470億円(前年10兆1,072億円)で、被相続人1人当たりでは2億1,006万円(前年2億1,765万円)となっている。

税額は1兆1,754億円(前年1兆1,618億円)で、被相続人1人当たりでは2,363万円(前年2,502万円)である。

相続財産の金額の構成比は、土地48.4%(前年49.7%)、現金・預貯金等23.2%(前年22.3%)、有価証券12.1%(前年12.0%)の順となっている。

冒頭の国税庁の資料を時系列でその推移をみると、被相続人数＝死亡者数は確実に伸びている。平成22年中に亡くなられた方約120万人、平成21年より約6万人増加している。更に、10年前の平成12年では被相続人数は約96万人で、平成23年の被相続人数は約126万人となっていて、実は被相続人数は、この10年で約30万人も増加している。

そして将来的には、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この先30年後の平成53年(2041年)では被相続人数＝死亡者数が約166万人となっていて、更に現在より40万人増加する見通しである。

課税価格及び税額も、共に増加していることが分る。

相続財産の半分を占める土地の路線価が下がっていることを考えると、なぜ税金が増えているのかと疑問に感じるところである。これは多分、隠れた相続税増税といわれた平成22年改正における「小規模宅地の評価減特例における厳格化措置」が影響しているものと思われる。

「小規模宅地の評価減の特例」とは、被相続人やその親族が事業用や居住用に使っていた土地のうち、一定の条件に合う土地の相続税評価額を大幅に減額する特例措置のこと。多額の相続税を支払うために、自宅や自営店舗などの生活基盤にしていた敷地まで手放さずに、住み続けたり商売を引き継いだりできるようにすることが目的で、極めて減税効果の大きい特例といえた。以前は、相続人が引き続き居住しなくても適用できるようにするなど、特例の条項が比較的ゆるめに運用されていたが、改正で条件が厳しくなった。税の専門家以外、ほとんどの人が知らないうちに、相続税は増税されていたのである、

更には、今話題の「社会保障と税の一体改革」においては、相続税の基礎控除の4割削、減死亡保険金に係る非課税限度の対象者の改正、相続税の税率構造の改正等がうたわれている。

国民に増税と負担増を強いる民主党、「相続大受難時代の幕開け」である。